

静岡市がん対策推進条例を全会一致で可決しました



2人に1人がかかると推計されているがんは、疾病による死因の第1位であり、市民の生命や健康に対する脅威となっています。平成18年6月にはがん対策の一層の充実を図るため、がん対策基本法が成立し、平成19年4月に施行されました。また、静岡県では、がん対策を総合的に推進するため、法に基づく静岡県がん対策推進計画を策定し、平成26年12月には県議会議員提案による静岡県がん対策推進条例が制定されました。

本市では、これまで法や県の計画に基づき、がん対策に取り組んできましたが、生涯を通じて健康で自分らしく生活できるまちづくりを進めるためには、がんの予防や早期発見、がん教育の推進、がん患者とその家族の心に寄り添った支援など、がん対策を積極的に進める必要があります。

このような問題意識のもと、市民や保健医療関係者、事業者、市が一丸となって、がん対策に取り組むため、静岡市議会では議員提案による条例制定の準備を進めてきました。

平成30年8月より7回にわたって開催した検討会では、がん対策に携わる医療関係者、患者団体、経済団体などを招いた意見交換会を開き、条例案に対する議論を重ねるなどして、条例の策定を進めてきました。

平成31年2月定例会において、議員提案による政策条例「静岡市がん対策推進条例」を全会一致で可決しましたので、条例のあらましをご紹介します。

目的

がん対策に関し、市民、保健医療関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民誰もが、がんへの理解及び知識を深め、予防や早期発見に努めるとともに、がん患者が尊厳を保ちつつ安心して暮らすことのできる社会を構築するための総合的ながん対策を推進すること。

主な内容

- 責務・役割**
 - 市** ①国、静岡県、保健医療関係者並びにがん患者等関係団体との連携を図りつつ、がん対策に関する施策を実施すること。
 - ②がん対策に関する施策は、がん医療のほか、福祉、介護、教育、雇用等幅広い観点から実施すること。
 - 喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及びがんの原因となるおそれのある感染症の正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、積極的にがん検診を受診し、がんの早期発見及び早期治療に努めること。
 - 市が実施するがん対策に関する施策に協力し、がんの予防及び早期発見に寄与するよう努めるとともに、質の高いがん医療を提供するよう努めること。
 - ③従業員及びその家族(以下「従業員等」という。)に対するがんに関する正しい知識の普及に積極的に取り組むとともに、従業員等ががんを予防し、及び定期的にごがん検診を受けることができる環境の整備に努めること。
 - ④従業員等ががん患者となった場合であっても、当該従業員が勤務を継続しながら治療し、療養し、又は看護することができる環境の整備に努めること。
 - ⑤市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めること。
- がんの予防・早期発見・情報提供**
 - 予防の推進** ①喫煙、飲酒、食生活、運動などの生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響の普及啓発
 - ②がんの原因となる恐れのある感染症に関する知識の普及啓発
 - 早期発見の推進** ①がんの早期発見の重要性に関する啓発及び広報 ②がん検診の受診が可能な医療機関等の周知
 - ③がん検診を受診しやすい環境の整備 ④年齢、性別等を考慮したがん検診の受診の勧奨
 - ⑤がん検診の精度管理の充実 など
 - 情報の提供** 市民に対し、がん対策及びがん医療に関する適切な情報提供に努めること。
- 医療等の充実**
 - 医療の推進** がん患者が適切な医療を受けることができるよう、必要な事業の推進に努めること。
 - 在宅医療の充実** がん患者が、その居宅において療養できるよう必要な在宅医療体制の整備に努めること。
 - 緩和ケアの充実** 緩和ケアの充実を図るために必要な事業の推進に努めること。
- がん患者及びその家族等への支援** がん患者の療養生活の質の維持向上並びにがん患者及びその家族の精神的な苦痛、社会生活上の不安等の軽減に資するための施策を講ずること。
- ライフステージに応じた支援** 小児期、AYA(思春期及び若年の成人)世代、高齢期等の各段階におけるがん患者に特有な身体的、精神的、心理的及び社会的問題に対し、それぞれの段階に応じた支援をするよう努めること。
- がん患者及びその家族を支える地域づくり** がんになりしても住み慣れた地域で生活ができるよう、がん患者及びその家族を支える地域づくりの推進に努めること。
- 協議会・計画** 静岡市がん対策推進協議会の設置、がん対策の推進に関する計画の策定。

条例全文は、市議会ホームページをご覧ください。 http://www.city.shizuoka.jp/281_000182.html

4月臨時会のあらまし～市議会の新体制決まる～

平成31年4月臨時会を4月25日に開催しました。

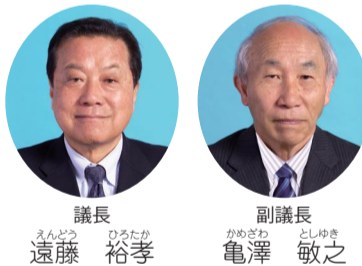
本会議では、議長、副議長の辞職に伴う選挙を行い、議長には遠藤裕孝議員、副議長には亀澤敏之議員が選出されました。続いて、常任委員会と議会運営委員会の委員、議会選出の監査委員も新たに選任され、新体制が決まりました。

臨時会では、平成31年度静岡市一般会計補正予算をはじめ、静岡市税条例の一部改正など9件の議案を審議し、表決の結果、すべての市長提出議案が全会一致または賛成多数で可決されました。

4月臨時会で審議した市長提出議案9件の審議結果は、次のとおりです。

件名	会派名						議決結果
	自民党	志政会	公明党	創生静岡	共産党	緑の党	
30年度補正予算	○	○	○	○	○	○	承認
31年度補正予算	○	○	○	○	×	×	可決
	○	○	○	○	×	×	可決
条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	承認
	○	○	○	○	○	○	可決
	○	○	○	○	×	×	可決
人事案件	○	○	○	○	○	○	同意
	○	○	○	○	○	○	同意

自民党=自由民主党静岡市議会議員団(24人)、志政会(7人)、公明党=公明党静岡市議会(6人)、創生静岡(4人)、共産党=日本共産党静岡市議会議員団(4人)、緑の党=緑の党グリーンスジャパン(1人)



議長 遠藤 裕孝

副議長 亀澤 敏之

新議員紹介

平成31年4月7日に執行された静岡市議会議員清水区補欠選挙の結果、稲葉寛之氏が当選しました。

平成31年4月8日付で、稲葉議員は志政会に所属しました。



稲葉 寛之(1期) 志政会 清水区

次回定例会のお知らせ

6月定例会は6月17日から始まります。日程は次のとおりです。

開催日	会議名	場所
6月4日(火)	議会運営委員会	第2委員会室
7日(金)	議案説明会	議場
6月17日(月)	本会議	議場
21日(金)	議会運営委員会	第2委員会室
25日(火)	本会議(総括質問)	議場
26日(水)	本会議(総括質問)	議場
27日(木)	本会議(総括質問)	議場
7月1日(月)	総務委員会	第1委員会室
	企業消防委員会	第2委員会室
	市民環境教育委員会	第3委員会室
2日(火)	厚生委員会	第1委員会室
	観光文化経済委員会	第2委員会室
	都市建設委員会	第3委員会室
8日(月)	議会運営委員会	第2委員会室
9日(火)	本会議	議場

※日程は変更になることがあります。
(最新情報は市議会ホームページでご確認ください。)
※議場・委員会室は市役所静岡庁舎本館にあります。

市民の皆さんに親しまれる市議会だよりを目指しています。お気軽にご意見・ご感想をお寄せください。

静岡市議会事務局

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
議会総務課 ☎221-1158
議事課 ☎221-1159
調査法制課 ☎221-1481
(編集元) FAX 251-9213

静岡市議会ホームページアドレス http://www.city.shizuoka.jp/000_000260.html

静岡市議会 検索